

## 令和6(2024)年度国民健康保険事業費納付金の算定のための諸係数について

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第75条の7第1項の規定により令和6(2024)年度に栃木県が県内の各市町から徴収する国民健康保険事業費納付金を算定するため、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「政令」という。）の規定による係数及び指数を次のとおり定め、令和6(2024)年4月1日から適用する。

- 1 政令第9条第3項の規定により定める医療費指数反映係数（ $\alpha$ ）は、0.8とする。
- 2 政令第9条第5項の規定により定める一般納付金所得係数（ $\beta$ ）は、0.9848816645598とする。
- 3 政令第9条第8項の規定により定める一般納付金基礎額調整係数（ $\gamma$ ）は、1.0621385693322とする。
- 4 政令第9条第9項の規定により定める一般納付金被保険者均等割指数は、0.7とする。
- 5 政令第10条第3項の規定により定める後期高齢者支援金等納付金所得係数（ $\beta$ ）は、0.9765822515429とする。
- 6 政令第10条第6項の規定により定める後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数（ $\gamma$ ）は、0.999999992112とする。
- 7 政令第10条第7項の規定により定める後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数は、0.7とする。
- 8 政令第11条第3項の規定により定める介護納付金納付金所得係数（ $\beta$ ）は、1.0071744233461とする。
- 9 政令第11条第6項の規定により定める介護納付金納付金基礎額調整係数（ $\gamma$ ）は、0.9999999972112とする。
- 10 政令第11条第7項の規定により定める介護納付金納付金被保険者均等割指数は、0.7とする。